

(別紙)

協議担当課

担当課

まちづくり建設課

協議事項

都市計画法、国土利用計画法に関する事項

都市計画道路、町道に関する事項

調整池に関する事項

公共下水道に関する事項

交通安全施設に関する事項

総務課

自治会、防犯灯に関する事項

防災課

公告、防災に関する事項

かせぐ地域課

農業振興地域、農地利用に関する事項、大店法に関する事項

環境管理課

ごみ処理、し尿処理に関する事項

教育総務課

教育施設、通園・通学の安全確保に関する事項

文化振興課

文化財に関する事項

奈良県広域水道企業団磯城事務所

上水道に関する事項

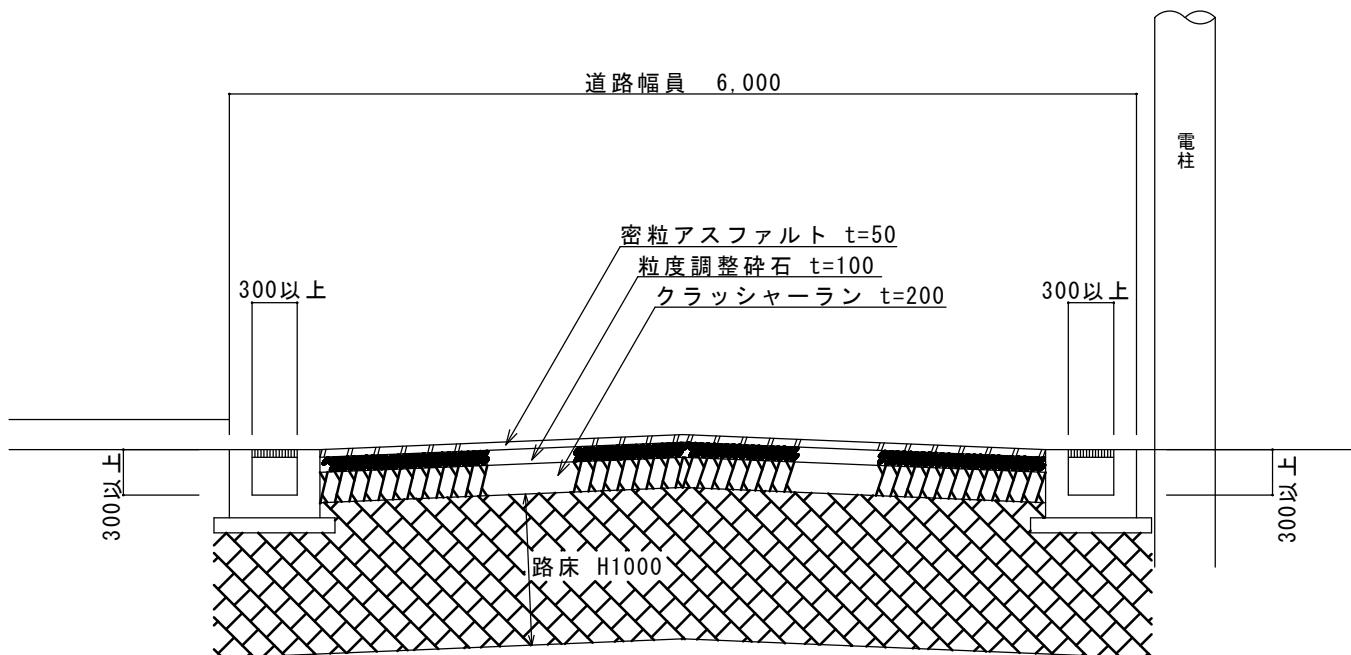
天理警察署(田原本警察庁舎)

交通安全対策、防犯対策に関する事項

注意事項

消防に関する事項に係る協議、同意等については、別途磯城消防署にお問い合わせ下さい。

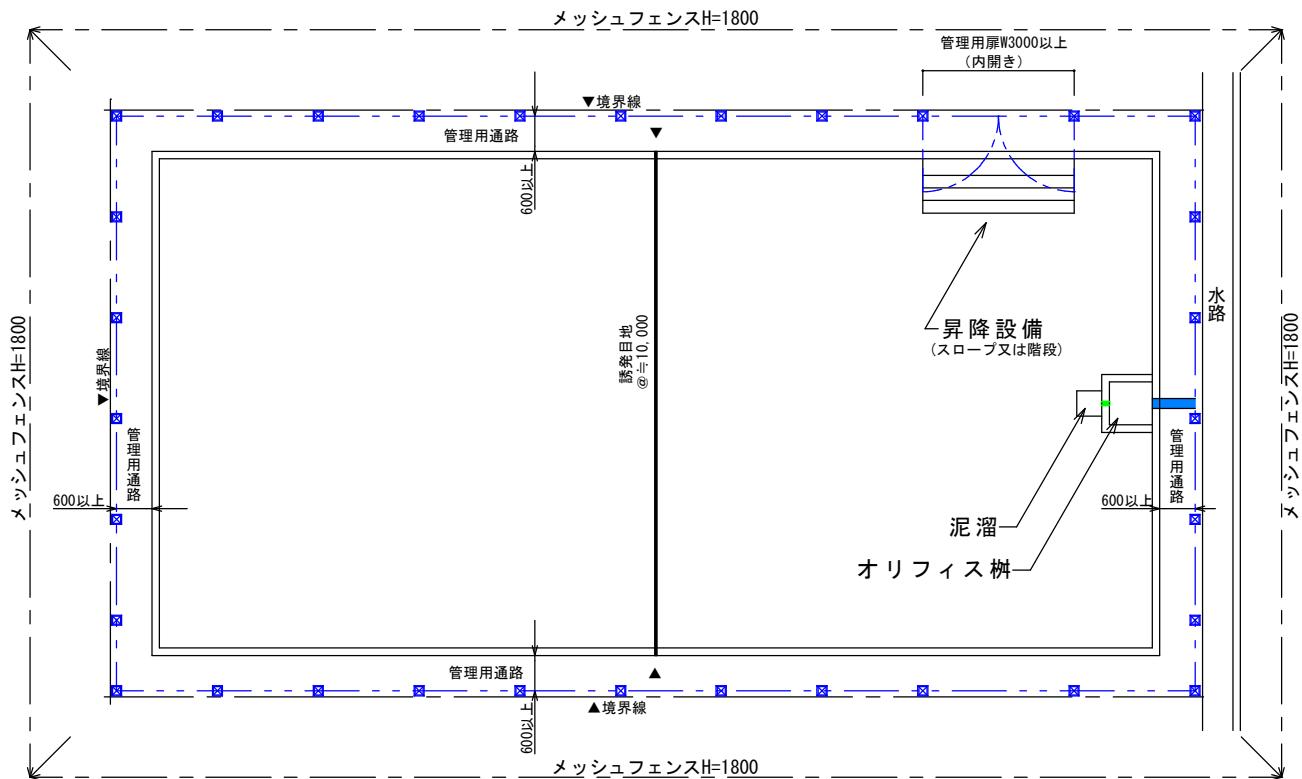
道路標準定規図



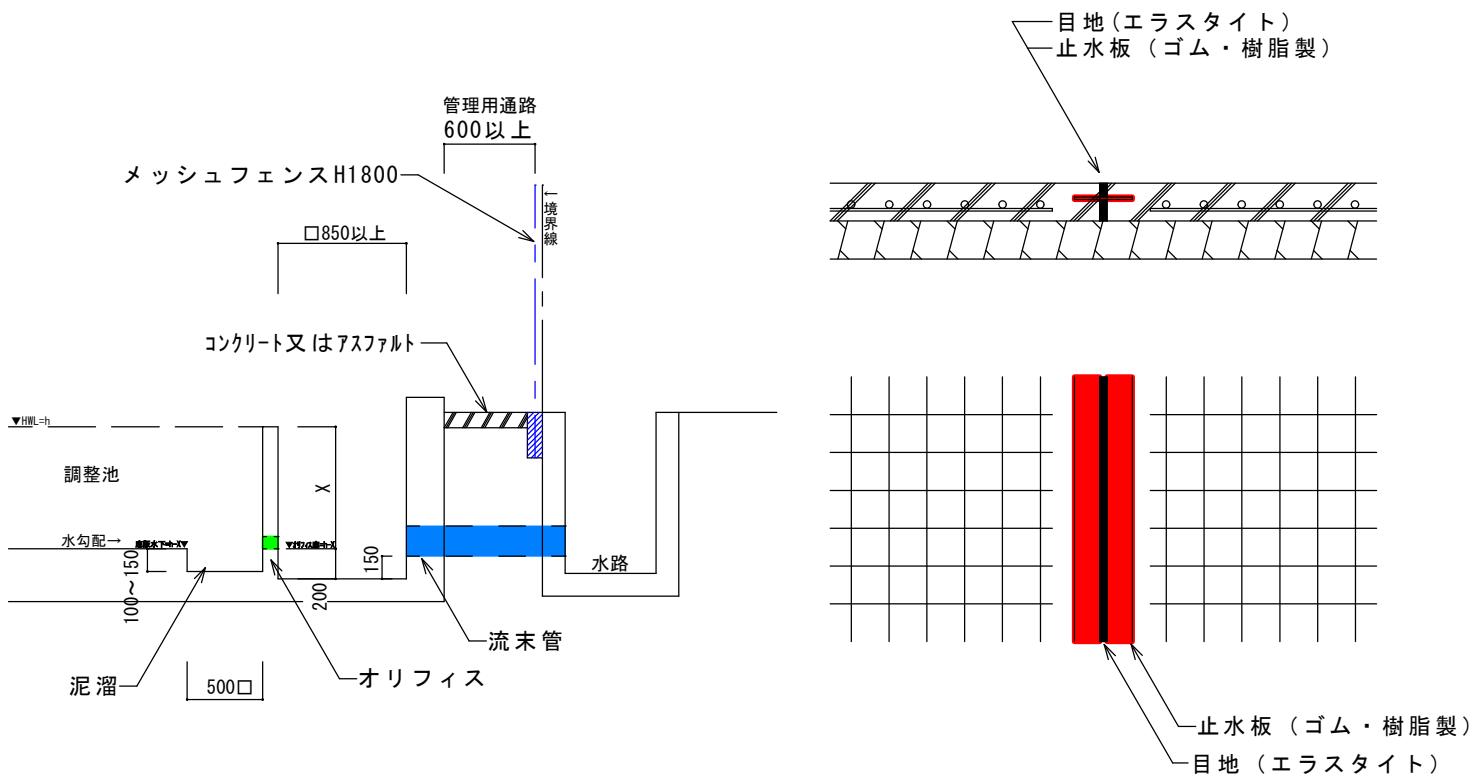
- (1) 道路側溝は、可変側溝又は現場打ちU型側溝とし、雨水等が滞留しないものとする。
- (2) 道路側溝には、原則として蓋を設ける。蓋については、おおむね10mごとにグレーチング蓋を設置するものとし、設計荷重25t以上とする。また、コンクリート蓋については、表面に雨水が溜らない構造のものとする。
- (3) 道路側溝泥溜部分については、原則としてグレーチング蓋（滑り止め付き）とする。
- (4) 道路側溝が、道路を横断する場合は、横断用の側溝を使用し、
- (5) 路床の埋戻しについては、良質土にて行うこととし、軟弱地盤については、町担当部局と協議し改良等を行うこと。
- (6) 電柱は原則として道路外に設けること。

調整池標準図

※設置に伴う構造及び詳細等については、関係部局及び自治会等と協議を行うこと。



調整池設置（例）平面図



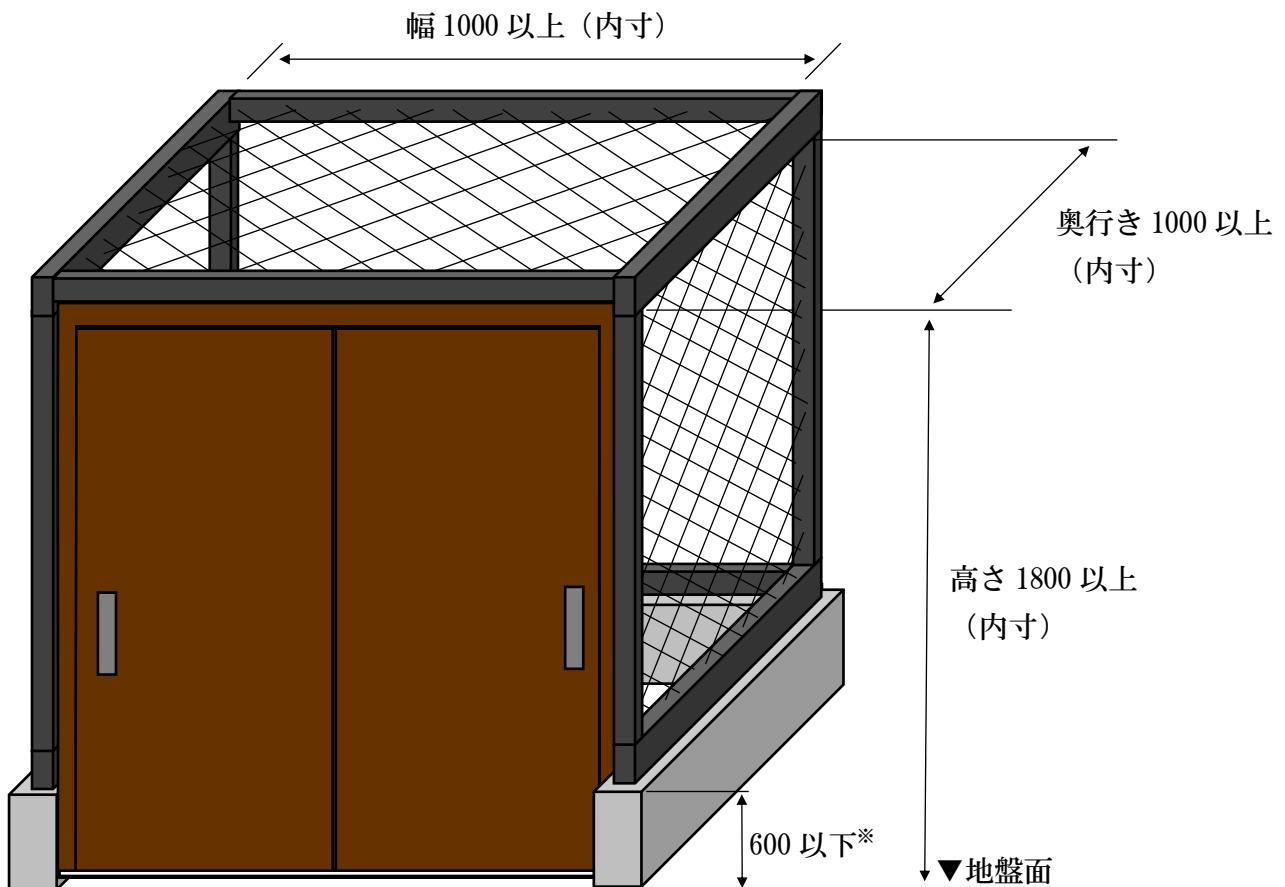
※目地については、スラブ及び立上部とし、おおむね10.0m毎に設けること

オリフィス詳細図

誘発目地詳細図

別紙第3（第22条関係）

ごみ置場標準構造図



※ 自治会との協議により決定

単位：ミリメートル

- (1) 設置場所については、収集車が容易に横付けでき、交通の支障とならないよう配慮し、地元自治会及び町担当部局と協議し決定する。
- (2) 設置面積については、計画戸数1戸あたり 0.3 m^2 以上の面積を確保する。
- (3) 上部は原則網状とする。側面は基本網状とし、立ち上げ部分のコンクリートの高さについては、地元自治会と協議の上、決定する。扉については引き戸とする。構造については、建築基準法等に定める基準のものとすること。
- (4) 平面図・立面図を町担当部局へ提出すること。